

本事業は、外国人児童生徒の急増により各学校での指導が困難となっている現状や、日本語がわからないことにより不登校となる外国人児童生徒が生じている現状を受け、外国人児童生徒に対して日本語の初期指導と学校への適応指導等を行うものです。

日本語初期指導教室

対象

- * 日本語による日常会話が十分にできない外国人児童生徒
- * ひらがな・カタカナ・小学校低学年程度の漢字の読み書きができない外国人児童生徒

形態

- * 在籍校に教室を置き通級
- * 終了の判定は、在籍校と協議の上決定する

在籍学級での指導

対象

- * 支援を必要とする外国人児童生徒

形態

- * 在籍学級での指導
- * 指導期間は担当教員が必要と認める期間とする

個々に応じた指導・支援

* 県加配職員 1名

* 市会計年度任用職員8名

* NPO法人支援員11名

【期待される効果】

生活に必要な日本語による日常会話能力、読み書きを身に付け、在籍学級において学年に応じた学習に参加できるとともに、日本の学校生活や習慣などに適応し、ひいては地域社会に貢献することができる人材を育成することができる。